

広島港港湾計画資料

－ 軽易な変更 －

令和6年7月

広島港港湾管理者

広島県

目 次

I. 変更理由	1
II. 港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
1. 公共埠頭計画	2
III. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	4
1. 土地利用計画	4
IV. 港湾の効率的な運営に関する事項に関する資料	7
1. 効率的な運営を特に促進する区域	7
V. その他の資料	8
1. 環境の保全に関する資料.....	8
2. 地方港湾審議会名簿.....	10

I. 変更理由

国際フィーダー機能を強化するため、海田地区において公共埠頭計画、土地利用計画及び効率的な運営を特に促進する区域を変更する。

II. 港湾施設の規模及び配置に関する資料

1. 公共埠頭計画

(1) 公共埠頭の現況

海田地区の公共埠頭の現況は、以下のとおりである。

表 II-1-1 海田地区の公共埠頭の現況

地区	埠頭	水深 (m)	延長 (m)	バース 数	用地面積	区分	備考
海田	海田 コンテナ ターミナル	7.5	390	3	埠頭用地 4.9ha	既設	

(2) 公共埠頭計画の必要性

国際フィーダー機能を強化するため、海田地区における公共埠頭計画を変更する必要がある。

(3) 今回変更する公共埠頭の規模及び配置

今回変更する公共埠頭の規模及び配置の考え方は、次に示すとおりである。

表 II-1-2 今回計画する公共埠頭の配置及び配置

地区	埠頭	水深 (m)	延長 (m)	バース 数	用地面積	区分	配置の考え方
海田	海田 コンテナ ターミナル	7.5	390	3	埠頭用地 13.4ha	既設の 変更計画	国際フィーダー機能を強化するため、埠頭用地の面積を拡張する。

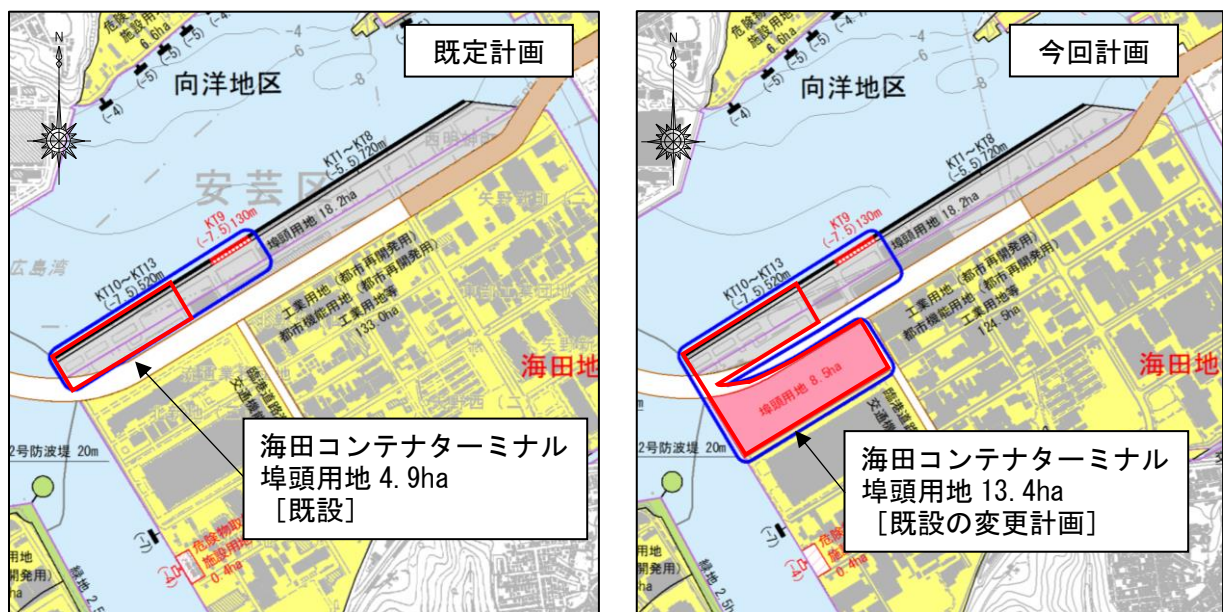


図 II-1-1 公共埠頭計画位置図（海田地区）

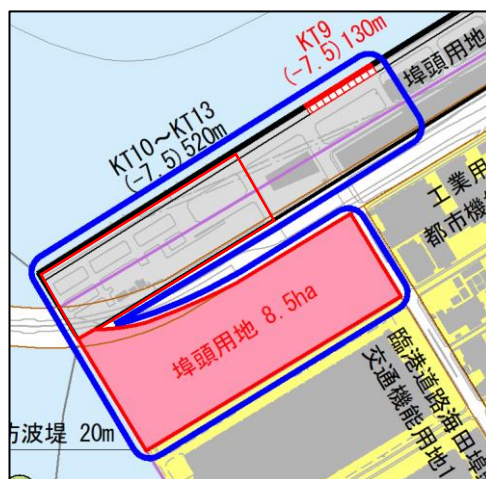


図 II-1-2 公共埠頭計画（今回計画） 拡大図（析下部）

III. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

1. 土地利用計画

(1) 土地利用計画の区分別面積と変更の理由

土地利用の区分別面積と変更の理由は、次のとおりである。

表 Ⅲ-1-1 土地利用の区分別面積

(単位：ha)

用途 地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用	面積 (ha)	土地利用	面積 (ha)	
海田	埠頭用地	18.7	埠頭用地	27.2	公共埠頭計画の変更に伴い土地利用計画を変更する。
	工業用地	60.7	工業用地	52.2	

注1 今回の変更に係る箇所についてのみ記述。

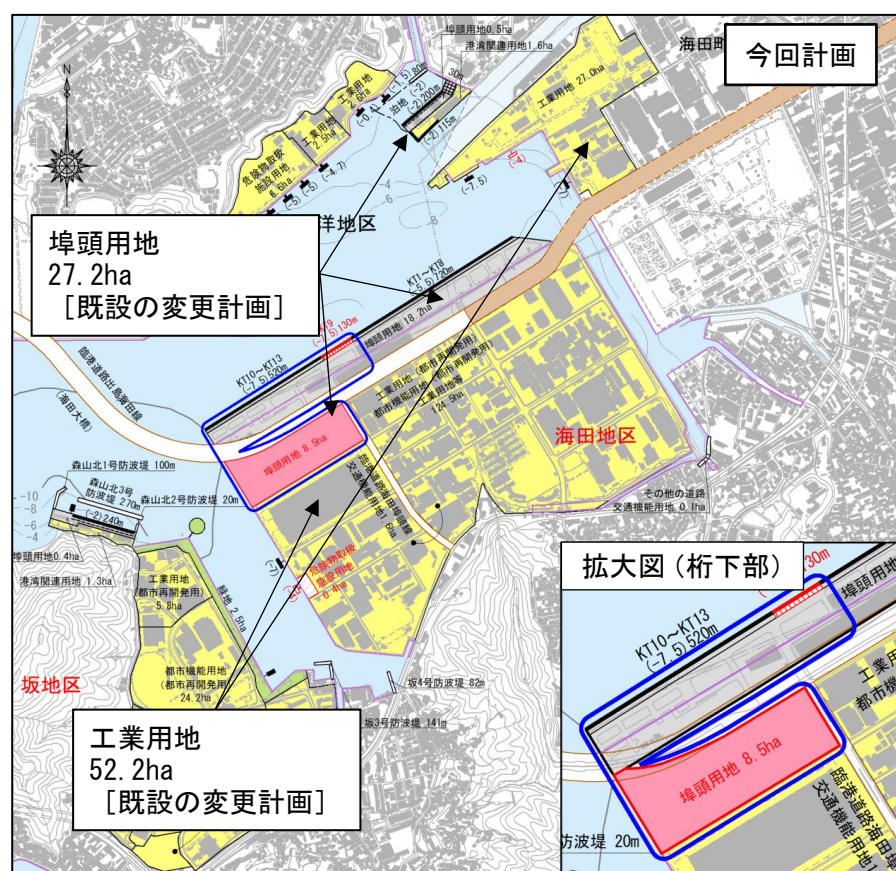


図 Ⅲ-1-1 土地利用計画図

(2) 土地利用計画

海田地区における変更後及び変更前の土地利用計画は、次のとおりである。

表 Ⅲ-1-2 変更後の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱 施設用地	合 計
海田	(27.2)	(1.6)	(52.2)		(1.6)	(0.4)	(83.0)
	27.2	1.6	52.2	99.3	1.7	0.4	182.4

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 今回の変更に係る地区についてのみ記述。

表 Ⅲ-1-3 変更前の土地利用計画（既定計画）

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱 施設用地	合 計
海田	(18.7)	(1.6)	(60.7)		(1.6)	(0.4)	(83.0)
	18.7	1.6	60.7	99.3	1.7	0.4	182.4

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 今回の変更に係る地区についてのみ記述。

IV. 港湾の効率的な運営に関する事項に関する資料

1. 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ船により運送される貨物等を取扱う以下の埠頭について、法第43条の11第6項の規定に基づく港湾運営会社による運営の事業及びそれと一体となった取組により、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。

[効率的な運営を特に促進する区域]

海田地区

水深 7.5m 岸壁 5 バース 延長 650m

[既設] KT9～KT13

埠頭用地 15.7ha (うち 7.2ha 既設) (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

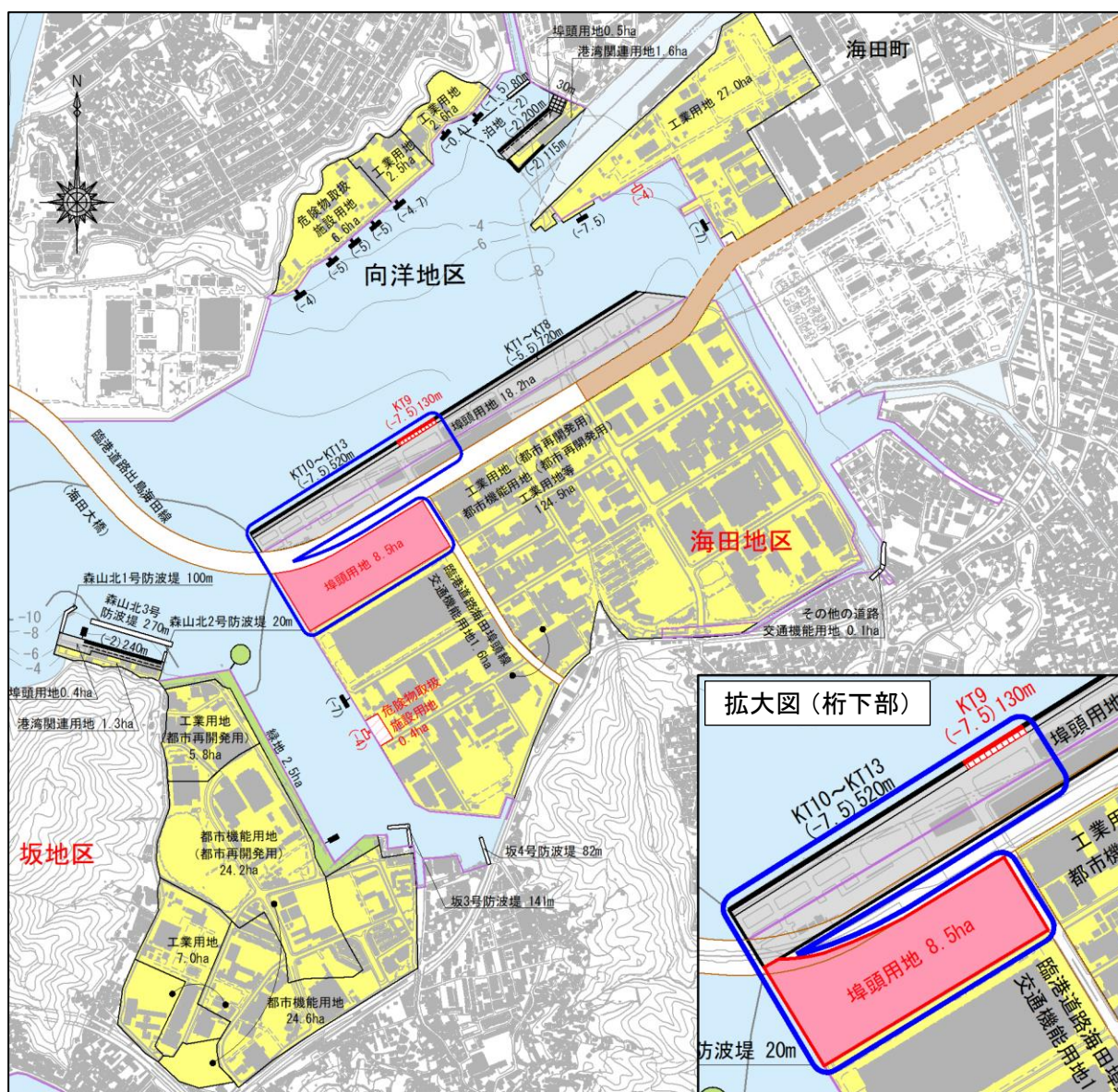


図 IV-1-1 効率的な運営を特に促進する区域 (海田地区)

V. その他の資料

1. 環境の保全に関する資料

(1) 環境への影響と評価

1) 大気質への影響と評価

今回計画において、新たな負荷量の発生は想定されないことから、大気質への影響は軽微であると考えられる。

2) 潮流への影響と評価

今回計画において、潮流を阻害するような新たな埋立ては行われないことから、潮流への影響は軽微であると考えられる。

3) 水質への影響と評価

今回計画において、水質汚濁負荷の増加を伴うような施設の計画はなく、潮流の変化も想定されないことから、水質への影響は軽微であると考えられる。

4) 底質への影響と評価

今回計画において、新たに底質を悪化させるような施設の計画はなく、底質への影響は軽微であると考えられる。

5) 騒音・振動による影響と評価

今回計画において、発生集中交通量の大きな増加は想定されないことから、騒音・振動による影響は軽微であると考えられる。

6) 悪臭による影響と評価

今回計画において、新たに発生する悪臭発生源が特にないため、悪臭による影響は軽微であると考えられる。

7) 生態系への影響と評価

今回計画において、大気質、潮流、水質、底質等の影響は軽微であることから、生態系への影響は軽微であると考えられる。

8) 漁業への影響と評価

今回計画において、埋立てによる漁業権の消滅はなく、生態系への影響も軽微であることから、周辺漁業への影響は軽微であると考えられる。

(2) 総合評価

今回計画が周辺環境に及ぼす影響について検討した結果、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、計画の実施にあたっては、構造、工法、工期等について十分検討し、環境に与える影響を少なくなるよう慎重に行うものとする。

2. 地方港湾審議会名簿

広島県広島港地方港湾審議会委員名簿

(令和6年7月現在) (敬称略順不同)

区 分	氏 名	所 属
学 識 経 験 者	藤 原 章 正	広島大学 I D E C 国際連携機構教授
	陸 田 秀 実	広島大学大学院先進理工系科学研究科教授
	野 北 晴 子	広島経済大学経済学部教授
	福田由美子	広島工業大学工学部建築工学科教授
港 湾 関 係 者	米 田 輝 隆	広島市漁業協同組合代表理事組合長
	古 川 浩 延	広島県倉庫協会会長
	日 浦 章 博	広島地区港運協会会長
	埤 野 治 次	広島県内航海運組合理事長
	仁 田 一 郎	広島県旅客船協会会長
	除 補 修	全日本海員組合中四国地方支部長
	池 田 純 郁	広島港湾労働組合協議会議長
県 議 会 議 員	中 本 隆 志	広島県議会議員
	沖 井 純	〃
	宮 崎 康 則	〃
市 議 会 議 員	母 谷 龍 典	広島市議会議員 (議 長)
国 の 関 係 行 政	岡 本 登	中国財務局長
	増 田 直 樹	神戸税関広島税関支署長
	清 水 昌 毅	広島検疫所長
	草 刈 良 樹	神戸植物防疫所広島支所長
	金 子 修 久	中国運輸局長
	恵 本 康 弘	広島海上保安部長 (広島港長)
	林 正 道	中国地方整備局長
県 職 員	新 村 貴 史	広島県土木建築局空港港湾担当部長
市 町 職 員	荒 神 原 政 司	広島市副市長
	西 野 仁	広島市都市整備局長
	松 本 太 郎	廿 日 市 市長
	竹 野 内 啓 佑	海 田 町 長
	吉 田 隆 行	坂 町 長